

京都市交通局管理規程 2-13 (京都市交通局電子計算機処理データ保護規程) の  
一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 江草 哲史

第3条第2項中「管理本部長」を「企画総務部長」に改める。

第7条, 第10条及び第15条中「本部」を「部」に改める。

附 則

この改正規程は, 平成16年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)